

平成28年12月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(給与の内払)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成28年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の<u>150</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>175</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の<u>155</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>170</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の1.5</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>（幹部職員にあって</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>（幹部職員にあっては、<u>100分の1.65</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>（幹部職員にあって</p>

は、100分の100) を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

9～13 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400

は、100分の110) を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

9～13 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800

27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400

27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800

64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	410,300	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	410,600	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	410,800	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	411,000	
94		293,600	341,400	380,300	392,100		
95		294,000	341,900	380,700	392,400		
96		294,400	342,300	381,100	392,600		
97		294,600	342,400	381,400	392,800		
98		294,900	342,900	381,900	393,100		
99		295,300	343,300	382,300	393,400		
100		295,700	343,600	382,700	393,600		

64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400	
94		294,000	341,800	380,700	392,500		
95		294,400	342,300	381,100	392,800		
96		294,800	342,700	381,500	393,000		
97		295,000	342,800	381,800	393,200		
98		295,300	343,300	382,300	393,500		
99		295,700	343,700	382,700	393,800		
100		296,100	344,000	383,100	394,000		

101		295,900	343,900	383,000	393,800			
102		296,200	344,300	383,500				
103		296,600	344,700	383,900				
104		296,900	345,100	384,300				
105		297,100	345,600	384,600				
106		297,400	346,000	385,100				
107		297,800	346,400	385,500				
108		298,100	346,800	385,900				
109		298,300	347,300	386,200				
110		298,700	347,700	386,700				
111		299,100	348,000	387,100				
112		299,400	348,300	387,500				
113		299,500	348,800	387,800				
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

101		296,300	344,300	383,400	394,200			
102		296,600	344,700	383,900				
103		297,000	345,100	384,300				
104		297,300	345,500	384,700				
105		297,500	346,000	385,000				
106		297,800	346,400	385,500				
107		298,200	346,800	385,900				
108		298,500	347,200	386,300				
109		298,700	347,700	386,600				
110		299,100	348,100	387,100				
111		299,500	348,400	387,500				
112		299,800	348,700	387,900				
113		299,900	349,200	388,200				
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。次項

において同じ。)による改正後の給与条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第4項及び第11条の規定の適用については、同項中「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは _____、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう _____。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び <u>孫</u></p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）</p> <p>3 次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>4 <u>扶養手当の月額</u>は、第2項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 <u>扶養手当の支給については</u>、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを<u>扶養親族とする</u>。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 _____</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）</p> <p>3 次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>4 <u>扶養手当の月額</u>は、第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>5 (略)</p>

(扶養親族の届出等)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がいない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が、これに係る事実の生

(扶養親族の届出等)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出が、これに係る事実の生

じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のいない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（勤勉手当）

じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた

_____ 場合においては、その _____ 事実が生じた日の属する月の翌月（その _____ 日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号 _____ に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定 _____

について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（勤勉手当）

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～7 (略)

8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

9～13 (略)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～7 (略)

8 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

9～13 (略)

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) （略）

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 （略）

15 第11項の規定は、_____

_____第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら_____の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過して

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____
_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者_____に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) （略）

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 （略）

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過して

いないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 (略)

いないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 (略)

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）に伴う新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1</p>

項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4

項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の4第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法
____第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3

の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3

の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
 - (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法
第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民

の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
 - (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民

税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法 第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項」に規定する条約適用配当等の額」とする。
 - (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の

税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び 第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第32条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段」に規定する条約適用配当等の額」とする。
 - (2) 第33条の4から第34条の2まで、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の

額及び附則第20条の2第3項____の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項____の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項____の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の3第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項____に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得____の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項____に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項____の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項____に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該

額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項前段、第34条の2、第34条の3第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と____する。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該

条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>小学校</u> <u> </u>就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者 で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当 該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する 場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨 げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以 下同じ。）</u>就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者 で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当 該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する 場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、 当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨 げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 （略）</p>

亀岡市公益施設整備基金条例（昭和47年亀岡市条例第30号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「公益施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 行政施設 市役所、支所、出張所等行政遂行上の必要な施設をいう。</p> <p>(2) 教育施設 <u>小学校及び中学校</u> 施設をいう。</p> <p>(3) 幼児教育施設 幼稚園及び保育所施設をいう。</p> <p>(4) 清掃施設 一般廃棄物の処理施設をいう。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次の各号の<u>一</u>に_____該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「公益施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 行政施設 市役所、支所、出張所等行政遂行上の必要な施設をいう。</p> <p>(2) 教育施設 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>施設をいう。</p> <p>(3) 幼児教育施設 幼稚園及び保育所施設をいう。</p> <p>(4) 清掃施設 一般廃棄物の処理施設をいう。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育活動の促進及び社会体育の普及振興を図るため、亀岡市立<u>小学校及び中学校</u> _____ の施設（以下「施設」という。）を学校教育に支障のない範囲内において、市民等が使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育活動の促進及び社会体育の普及振興を図るため、亀岡市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の施設（以下「施設」という。）を学校教育に支障のない範囲内において、市民等が使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>別表</p>			
施設名 (区分)	使用料 (1時間当たり)	学校名	施設名 (区分)	使用料 (1時間当たり)	学校名	
屋内運動場	①	円 100	小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 川東 中学校：別院 高田	①	円 100	小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150	小学校：東別院 葺田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親	②	円 150	小学校：東別院 葺田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200	小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳	③	円 200	小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250	中学校：南桑 大成	④	円 250	中学校：南桑 大成
	⑤	円 400	中学校：亀岡	⑤	円 400	中学校：亀岡
	格技場	円 150	中学校：亀岡	格技場	円 150	中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティン グ室	円 50	小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成	小体育室、 ミーティン グ室	円 50	小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校	屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校	
教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校	教育委員会が使用を認める施設	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校	

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第2条 事業を実施するため、<u>亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）第1条に規定する小学校</u></p> <hr/> <p>_____毎に放課後児童会（以下「児童会」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している<u>亀岡市立小学校</u>に在学する児童であつて、当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができない児童とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 事業を実施するため、<u>亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）第1条に規定する小学校及び亀岡市立義務教育学校設置条例（平成28年亀岡市条例第 号）第1条に規定する義務教育学校の前期課程</u>毎に放課後児童会（以下「児童会」という。）を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童は、児童会を設置している<u>亀岡市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u>に在学する児童であつて、当該児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができない児童とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u> <u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する <u>小学校、中学校</u>の児童又は生徒をいう。</p> <p>2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。</p>	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p> <p>備考</p> <p>1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の児童又は生徒をいう。</p> <p>2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。</p>

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）就学前子どもをいう。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>

亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第14条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>小学校及び中学校をいう</u>_____。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第14条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下次項において同じ。</u>）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)									
(3) 亀岡運動公園競技場 表 (略) (備考) 1～3 (略)				(3) 亀岡運動公園競技場 表 (略) (備考) 1～3 (略)									
(4) 亀岡運動公園プール				(4) 亀岡運動公園プール									
4 この表において「中学生以下」とは、 <u>学齢に達しない者（4歳未満の者を除く。）又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。</u>													
施設	区分		使用単位	金額									
プール	当日券	一般	1回	1,230円		プール	当日券	一般	1回	1,230円			
		小学生・中学生	1回	510円				小学生・中学生 ・義務教育学校	1回	510円			
		幼児	1回	100円				生	幼児	1回	100円		
		ウォータースライダー	1回	50円				ウォータースライダー	1回	50円			
	回数券	一般	11回	12,300円		回数券	一般	11回	12,300円				
		小学生・中学生	11回	5,100円			小学生・中学生 ・義務教育学校	11回	5,100円				
		幼児	11回	1,000円			生	幼児	11回	1,000円			
更衣室ロッカー	1台		1回	100円		更衣室ロッカー	1台		1回	100円			
売店	目的外使用		1月	基本額	48,600円		売店	目的外使用		1月	基本額	48,600円	
				加算額	月単位の総売上額に対し、10パーセント以内で別に定める率を乗じて得た額						加算額	月単位の総売上額に対し、10パーセント以内で別に定める率を乗じて得た額	

(備考)

1 この表において「小学生・中学生」とは、
学校教育法第1条に規定する小学校の児童又は中学校の生徒
をいう。

2～4 (略)

(5) 亀岡運動公園プール管理棟
表 (略)

(備考)

1 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳未満の者を除く。）又は学校教育法第1条に規定する小学校の児童若しくは中学校の生徒をいう。

2・3 (略)

(備考)

1 この表において「小学生・中学生・義務教育学校生」とは、
学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

2～4 (略)

(5) 亀岡運動公園プール管理棟
表 (略)

(備考)

1 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳未満の者を除く。）又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

2・3 (略)

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて管理者の承認があった場合を除いて、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校</u> <u>就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことについて管理者の承認があった場合を除いて、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</u>就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(33) (略)</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(33) (略)</p> <p><u>(34) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料</u></p> <p><u>ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 8,600円</u></p> <p><u>イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 22,000円</u></p> <p><u>ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 43,000円</u></p> <p><u>エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 86,000円</u></p> <p><u>オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円</u></p> <p><u>カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 170,000円</u></p> <p><u>キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 220,000円</u></p> <p><u>ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 300,000円</u></p> <p><u>(35) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供す</u></p>

る目的で行う開発行為の許可申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 13,000円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 30,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 65,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 120,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 200,000円

カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 270,000円

キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 340,000円

ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 480,000円

(36) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為のうち、その他（(34)及び(35)以外のもの）の場合

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 86,000円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 1件につき 130,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 1件につき 190,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満の場合 1件につき 260,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満の場合 1件につき 390,000円

カ 開発区域の面積の合計が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満の場合 1件につき 510,000円

キ 開発区域の面積の合計が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満の場合 1件につき 660,000円

ク 開発区域の面積の合計が10.0ヘクタール以上の場合 1件につき 870,000円

(37) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査手数料（1件につき次に掲げるアからウまでの額を合算した額）。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項の区分に従い、それぞれに定める額

ウ その他の変更 1件につき 10,000円

(38) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査手数料 1件につき 46,000円

(39) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料 1件につき 26,000円

(40) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築物等の許可の申請に対する審査手数料

ア 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール未満の場合 1件につき 6,900円

イ 開発区域の面積の合計が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未
満の場合 1件につき 18,000円

ウ 開発区域の面積の合計が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未
満の場合 1件につき 39,000円

エ 開発区域の面積の合計が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未
満の場合 1件につき 69,000円

オ 開発区域の面積の合計が1.0ヘクタール以上の場合 1件につ
き 97,000円

(41) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承
継の承認申請に対する審査手数料

ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する
目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の
業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する
特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開
発区域の面積の合計が1.0ヘクタール未満の場合 1件につき
1,700円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの
の建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供
する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1.0ヘク
タール以上の場合 1件につき 2,700円

ウ その他の場合 1件につき 17,000円

(42) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの
交付手数料 1枚につき 470円

(43) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規
定に基づく証明手数料 1枚につき 400円

(44) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円

(34) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円

2 (略)

2 (略)

亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは _____、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう _____。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等に勤務した場合は、当該勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規程で定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。ただし、勤務に従事する時間等を考慮して、規程で定める勤務にあつては、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 _____</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第4条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p>

2～5 (略)

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば、同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

2～5 (略)

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と

_____みなしたならば、同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者_____に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき軽自動車税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。）に係る申告書等のデータ作成及びこれに <hr/>関連する事務</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びデータの作成（軽自動車税に係るものに限る。）並びにこれらに関連する事務</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

別表（第17条関係）

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額
		申告書等処理件数割額	経費の額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額
		課税台数割額	経費の額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額

別表（第17条関係）

3 第4条第2号に掲げる事務に要する経費	(1) 全構成団体に負担を求めべき経費	京都府の負担金	経費の額に京都府における申告書等の処理に要する事務量を京都府及び京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量（以下この項において「全体事務量」という。）で除して得た数を乗じて得た額	
		市町村の負担金	経費の額に京都府内の市町村における申告書等の処理に要する事務量を全体事務量で除して得た数を乗じて得た額に、当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額	
	(2) 全構成団体には負担を求めべきでない経費	京都府の負担金	京都府事務のみに要する経費の額	
		市町村の負担金	基本負担額	市町村事務のみに要する経費の額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		人口割額	市町村負担金額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口で除して得た数を乗じて得た額	
		申告書等処理件数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の5に相当する額に当該市町村の申告書等処理件数に応じた事務量を京都市を除く京都府内の市町村の申告書等処理件数に応じた事務量で除して得た数を乗じて得た額	

4 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号_____に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同号_____に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号_____に掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 1・2 (略)

3 第3項に規定する経費_____及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

			課税台数割額	市町村負担金額の100分の47.5の6分の1に相当する額に当該市町村の軽自動車税の課税台数を京都市を除く京都府内の市町村の軽自動車税の課税台数で除して得た数を乗じて得た額
4 上記以外の経費	京都府の負担金			経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額		経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下この項において「市町村負担金額」という。）の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	

備考 1・2 (略)

3 第3項に規定する経費、申告書等の処理に要する事務量及び申告書等処理件数に応じた事務量の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

国民健康保険南丹病院組合規約（昭和26年3月29日京都府指令6地第236号許可）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>第3条 組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>公立南丹病院</u></p> <p>(2) 附属看護師養成所</p> <p>(3) 居宅サービス事業所</p> <p>第4条 組合の事務所は、京都府南丹市八木町八木上野25番地<u>公立南丹病院</u>に置く。</p>	<p>第3条 組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>京都中部総合医療センター</u></p> <p>(2) 附属看護師養成所</p> <p>(3) 居宅サービス事業所</p> <p>第4条 組合の事務所は、京都府南丹市八木町八木上野25番地<u>京都中部総合医療センター</u>に置く。</p>